

令和7年度

地域密着型サービス事業者募集要項

公募

【(介護予防)小規模多機能型居宅介護・
看護小規模多機能型居宅介護】

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

令和7年8月

清 須 市

1 公募の趣旨

清須市では、第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進め、可能な限り質の高いサービスの提供に努めてまいります。

このため、地域密着型サービスの整備にあたり、令和6年から令和8年度に募集する事業者の選定には公正・公平を確保する点から、期間を定めて実施いたします。

2 整備予定の地域密着型サービスの種類及び必要整備量

次の地域密着型サービス事業者を募集します。

※ともに令和8年度中に開設を予定。

地域密着型サービスの種類	必要整備量	対象地域	定員数
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	・市内全域 ・新川圏域、清洲圏域又は春日圏域への開設は加点	29人 ※通い定員・宿泊定員については、基準の範囲内で任意

※施設系のサービス（有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護等）の併設は不可

地域密着型サービスの種類	必要整備量	対象地域	定員数
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1 か所	・市内全域 ・西枇杷島圏域への開設は加点	18人 ※9人×2ユニット

3 応募資格

- (1) 応募主体は法人であること。
- (2) 現に介護保険サービス事業を運営していること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- (4) 市県民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (6) 清須市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではないこと、また、暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にないこと。

4 応募要件

- (1) 事業予定地の要件
 - ① 用地及び建物については、原則としてその所有権を取得すること。
 - ② 用地において、自己所有権が確保されていない場合は、土地取得の見込が担保されていることを証明する書類（土地売買契約書、土地売買契約確約書等）を提出すること。
 - ③ 用地の所有権を取得することが困難な場合は借地も可能であるが、借地の場合は、当該事業の存続に必要な期間（30年程度）の地上権又は賃借権及び賃借料を設定する見込を証する書類（土地賃貸借契約確約書、地上権設定契約確約書等）を提出すること。
 - ④ 都市計画法、農地法、文化財保護法など利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを事業者において必ず関係機関の窓口で確認・把握すること。

また開発行為等の許認可が確実に得られる用地であること。

- ⑤ 事業の存続に支障となるような抵当権等がないこと。

(2) 建設の要件

- ① 施設の建設計画は都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法規を遵守すること。
- ② **事業所建設にあたり、必ず事前に近隣地域住民への説明及び了解を応募法人が行うこと。なお、今回の応募に際して地域へ説明を行う場合は、「清須市の事業者公募に応募し、事業候補者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、地域住民の誤解を招かないよう十分に注意すること。**
- ③ 既存建物を活用する提案の場合、その建物が昭和56年以前の建物である場合は耐震診断を受診済みであり、その結果耐震改修が必要な場合には、事業開始までに耐震改修が終了していること。

(3) 施設整備の要件

- ① 清須市が定める「清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」など介護保険法関係法令等の基準のほか、消防法等の関係法規を遵守すること。

5 地域密着型サービス事業者の選定方法

(1) 事業者の決定方法

- ① 事業者の決定は、「清須市介護保険地域密着型サービス等運営委員会」（以下「委員会」という。）による意見を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査方式は、書類審査による第1次審査、第1次審査通過者に対するプレゼンテーション等による第2次審査を行います。
- ③ 事業者の応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。
- ④ 審査の結果、事業者該当なしとする場合があります。
- ⑤ 提出された書類の内容については、改善の必要があると認めた際には修正の上、再提出していただく場合があります。

(2) 審査の手順

第1次審査では、公募指定申込書(第2号様式)及び開設提案書により参加意思の確認、資格審査等をします。

第2次審査プレゼンテーションによる審査では、開設提案書に基づき、事業に対する考え方、計画内容を1法人15分程度で発表していただき、総合的に判断します。評価基準点の6割をボーダーラインとし、ボーダーラインに満たない場合は選考されません。

(プレゼンテーションの日時等は書類提出後、個別に連絡します。)

(3) 決定

委員会の意見を踏まえて、清須市長が決定します。

(4) 審査結果・公表

審査・選定結果については、公募指定通知書(第3号様式)にて通知します。
応募状況の概要及び決定事業予定者名簿は公表します。

6 開設に伴う補助金について

「地域医療介護総合確保基金」を財源とした愛知県介護施設等整備事業費補助金の活用を検討しています。

ただし、令和8年度の補助内容や金額については、未定です。国または県の令和8年度予算により、補助金制度が無くなる可能性もあります。

- ・ 補助金の交付は国または県との協議等により決定されます。
- ・ 令和8年度中の事業完了（建設完了）等が補助対象条件となります。

以上のことから、補助金の交付を受けられない場合もあることをご了承ください。

※ なお、事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

7 公募手続

(1) 事業応募方法

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、公募指定申込書及び開設提案書により提出してください。

なお、パンフレットを除き、書類は原則として全てA4版で作成してください。

(2) 提出方法

① 清須市高齢福祉課の窓口まで、事前に連絡をした上で提出してください。

② 提出書類の体裁は、以下に示す体裁とします。

ア 一括してフラットファイルに綴ってください。

フラットファイル規格	A4版（A4-S）	2穴
------------	-----------	----

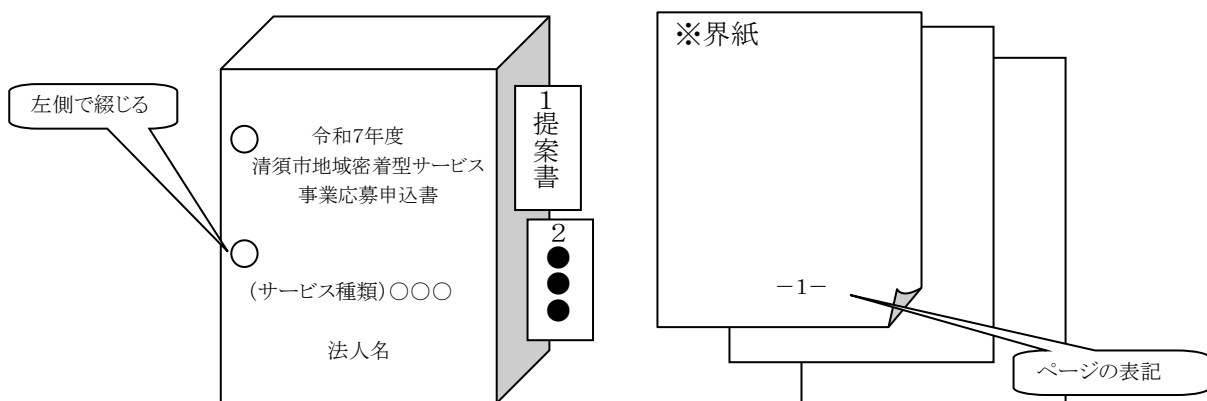
イ 編纂の方法

(ア) 全体の目次を付ける。

(イ) ページを付ける。

(ウ) 編纂の順番は、「公募指定申込書」、「開設提案書」の各項目番号の順とし、書類と書類の間には、界紙を挟み、インデックスをつける。

「提出書類の体裁例」



- (3) 提出部数
公募指定申込書及び開設提案書 正本1部・副本7部 計8部

(4) 公募期間及び提出場所

公募期間	提出場所
令和7年8月29日（金）から 令和7年9月30日（火）まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律に規定する休日は除く。） 午前9時から午後5時15分まで	〒452-8569 清須市須ケ口1238番地 北館1階 清須市役所 健康福祉部高齢福祉課 電話 052-400-2911

8 質問及び回答

- (1) 受付期間 : 令和7年9月12日（金）まで
 (2) 質問方法 : 質問内容を簡素にまとめ、Eメールで提出してください。
（なお、電話、郵送、持参、FAX等による質問は受け付けません。）
メールアドレス koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp
 (3) 回答 : 9月19日（金）までに全応募者に対し、メールにて回答いたします。

9 スケジュール予定

期 間	内 容
8月29日（金） ～9月30日（火）	公募受付 ※ホームページからダウンロード又は高齢福祉課窓口にて書類配布
10月中旬	第1次審査、及び第1次審査通過事業者へ通知
11月中旬	第2次審査
12月下旬	決定・結果通知・公表

10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- (1) 委員会の検討の前に、次の行為を行なった場合、審査を行なうことなく不適とする。
- ① 委員会の委員に対し、直接・間接を問わず連絡を求め、接触した場合
 - ② その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 書類の提出期限後、又は市の委員会で検討・選定した後に、次に該当する場合、審査及び審査結果にかかわらず不適とする。
- ① 提出された書類内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金確保等）の変更があった場合

11 注意事項

- (1) **応募書類等については、審査・選考後においても返却しません。**
 (2) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
 (3) 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
 (4) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は事業者の公表等、必要な場合には応募書類等の内容が無償で利用できるものとします。
 (5) **建設にあつての地域との調整については、市は一切行いません。**

- (6) 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の契約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約、物品調達等については、一般競争入札に付すなど、原則として市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。
- (8) **審査・選考の結果については、一切の異議申し立てに応じません。**
- (9) 関係書類に虚偽の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。
- (10) 提出書類の**追加及び修正は受付期限を期日とします。**
- (11) 応募受付後に辞退をする場合は、辞退届（様式８号）を速やかに、下記「１２問合せ先」まで持参又は郵送により提出してください。

１２ 問合せ先

清須市須ケ口１２３８番地

清須市健康福祉部 高齢福祉課介護保険係

電話 ０５２－４００－２９１１

○公募指定申込書の提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
①公募指定申込書	所定の様式	第2号様式(第3条関係)
②定款又は寄附行為	最新のもの	
③法人登記簿謄本 「全部事項証明書(現在事項証明書)」	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	
④印鑑証明書	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	
⑤事業者概要	①事業経歴・実績 ②事業者の基本的事項 ・ 代表者の経歴書 ・ 役員、社員の構成、氏名 ③事業者の概要(パンフレット可) ④現在運営している施設又は事業に関する資料 ・ 施設の運営形態 ・ 事業内容、規模 ・ 特色、施設の構成 ・ 敷地面積、床面積	様式自由
⑥決算書等	①最近3年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄附等がある場合は過去3年間の内容と実績 ② 法人及び代表者の納税証明書(市町村税) ※最新のもの	③以外は様式自由

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

○開設提案書の提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
①開設提案書	所定の様式	様式第1号
②施設等の概要	所定の様式	様式第2号
③基本計画図面	・ 位置図 ・ 施設配置図 ・ 各階平面図 ・ 立面図 ・ 用地(建物)の現況写真	様式自由
④土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	・ 土地、建物登記簿本 ・ 借地、借家契約(確約)書の写し 等	契約確約書等
⑤事業運営の理念及び基本方針	所定の様式	様式第3号
⑥事業計画	所定の様式	様式第4号
⑦従事職員関係	所定の様式 ※該当サービス種類のみ提出	様式第5号
⑧安全対策・衛生管理・苦情処理体制など	所定の様式	様式第6号
⑨地域等との連携・理解	所定の様式	様式第7号

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

